

生活保護法

指定医療機関の手引き

令和 7 年 3 月

茨城県福祉部福祉人材・指導課

第 1 生活保護のあらまし

1 生活保護制度の概要

生活保護制度は、憲法 25 条に規定する「生存権」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い最低限度の生活を保障し、あわせて自立を助長することを目的とする制度です。昭和 25 年に制定された生活保護法（以下「法」という。）を基に運用が行われています。

2 生活保護の種類

生活保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 種類の扶助があり、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部または一部が適用されます。

また、扶助の支給方法は金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。

3 生活保護の決定・実施機関

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が、法の定めにより、保護を決定し、実施する義務を負っています。

4 生活保護の医療扶助について

医療扶助は、法による扶助の一つとして、困窮により最低限度の生活を維持することができない方に医療の給付を行うものです。

生活保護を受けている方は、保護を停止されている間を除き、保護を受けている間は国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者とはならないため、医療費については原則全額医療扶助より支給されます。

なお、社会保険の被保険者の場合は、保護の受給開始後も引き続き社会保険からの給付を受けることになります。この場合、医療費の自己負担分が発生しますが、その自己負担分については医療扶助により給付します。

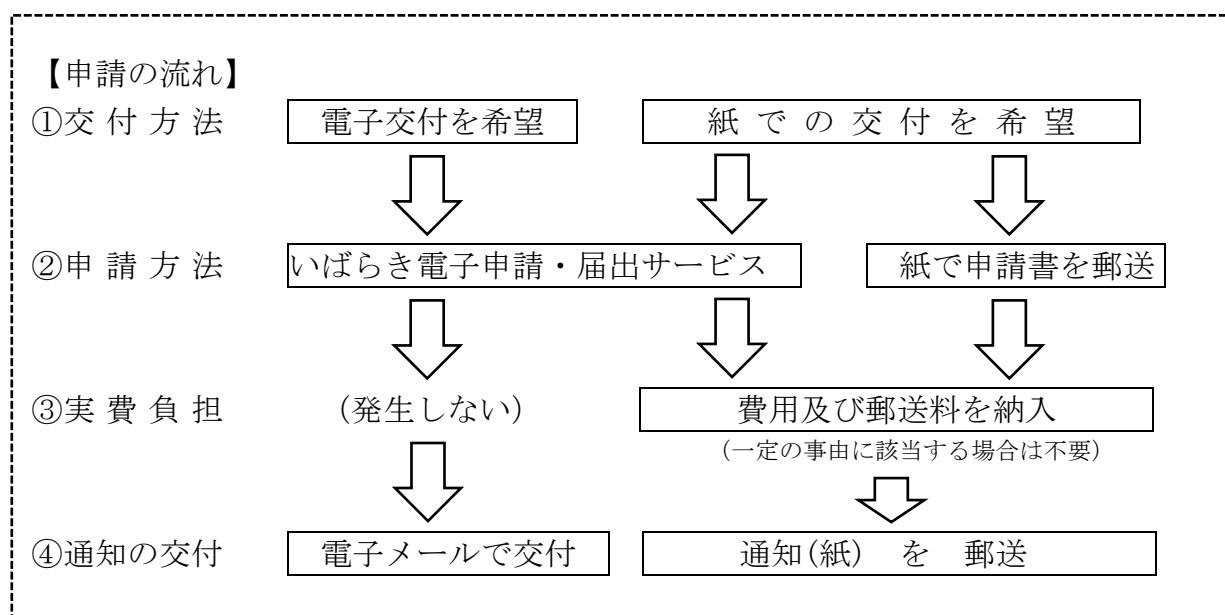
また、生活保護による医療扶助のための医療を担当する医療機関は、法第 49 条の規定に基づき、国の開設した医療機関については厚生労働大臣の指定を、その他の医療機関については都道府県知事の指定を受けることとされています。この指定を受けた医療機関を「指定医療機関」といいます。

第2 指定医療機関の指定について

1 指定の申請

茨城県（中核市（水戸市）を除く）に所在する医療機関が生活保護法の指定を受けるにあたっては、以下にお示しする申請書類等に所定の事項をご記入の上、茨城県にご提出ください。

水戸市に所在する医療機関につきましては、水戸市が指定の手続を行います。



【提出書類】

- ① 指定申請書（様式第3号の1）
- ② 誓約書（様式第3号の2）
- ③ 通知等交付申請書 ※必ず提出してください。
- ④ 申立書 ※パソコン等の電子機器を持っていないなど、一定の事由に該当する場合のみ提出願います。

※関東信越厚生局茨城事務所へ、保険医療機関と指定医療機関の申請を同時に行っていても、茨城県に対する申請は必要となります。

- ・申請を同時に行っている場合…③及び④を提出
- ・申請を同時に行っていない場合…①から④を提出

〈様式等ダウンロードアドレス〉

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/hokenfukushi/fukushi/hogo/0322n0080.html>

○電子交付を希望する場合

・「いばらき電子申請・届出サービス」よりアクセスし、「手続き申込」から「検索キーワード」欄に「生活保護」を入力のうえ検索し、【生活保護法指定医療機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律指定医療機関の指定に関する手続き（電子納付対応）】より申請願います。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44678

- ・ご登録いただいた電子メール宛に、「生活保護法指定医療機関の指定に関する通知」をお送りします。
- ・実費（費用及び郵送料）のご負担は生じません。

○紙での交付を希望する場合（令和7年3月時点）

- ・原則として、実費（1通につき10円＋郵送料）をご負担いただきます。
 - ※1通の場合120円のご負担となります。
 - ※医科と歯科の両方を申請する場合は、2通（医科1通、歯科1通）130円のご負担となります。
 - ※ご不明な点は、茨城県福祉部福祉人材・指導課（保護担当）までお問合せ願います。
- ・ただし、パソコン等の電子機器を持っていないなど、定められた事由に該当する場合は、実費負担は発生しません。

【納入方法】

次のいずれかの方法でお支払い願います。

区 分	納入方法
納入通知書による振り込み	「通知等交付申請書」に記載された送付先住所に、納入通知書を送付します。納入通知書によりお振込みいただきます。
キャッシュレス決済	「いばらき電子申請・届出サービス」による申請手続きにおけるキャッシュレス決済（クレジットカード・ペイジー）によりお支払いいただきます。
対面でのお支払い（注1）	茨城県本庁舎（水戸市笠原町978番6）の福祉人材・指導課（15階東側執務室）にてお支払いいただきます。
現金書留（注2）	当課宛て現金書留を郵送いただきます。

（注1）対面によるお支払いは、現金のみの取扱いとなります。対面でのキャッシュレス決済はできませんのでご注意ください。

（注2）現金書留の送付先は次のとおりです。

住所：水戸市笠原町978番6（〒310-8555）

宛名：茨城県福祉部福祉人材・指導課 保護担当 行

【注意事項】

納められた費用及び郵送料を返還することはできませんのでご注意願います。

2 指定の要件

都道府県知事は、医療機関が、法第 49 条の 2 第 2 項各号（欠格事由）に該当するときは、指定医療機関に指定してはならないとされています。

（欠格事由の例）

- ・健康保険法第 63 条第 3 項第 1 項に規定する保険医療機関又は薬局でないこと。
- ・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が、法第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。

3 指定の取消要件

指定医療機関が、法第 51 条第 2 項各号（取消要件）に該当するときは、都道府県知事は指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

（取消要件の例）

- ・指定医療機関が欠格事由のうち法で定めるもの（法第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から 3 号まで又は第 9 号のいずれか）に該当するとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。
- ・指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

4 指定の有効期間

指定医療機関の指定の有効期間は 6 年間となっており、期限ごとに更新を受けなければ、効力が失われます。

指定の更新時期が近付いたら、県福祉人材・指導課より指定医療機関に対し、指定更新のご案内をします。

5 指定の通知

茨城県知事が医療機関を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに茨城県報に登載します。

第3 指定医療機関の義務

1 指定医療機関の義務

指定医療機関には、次の義務があります。

(1) 医療担当義務

- ①厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当すること。(法第50条第1項)
- ②指定医療機関医療担当規程の定めるところにより医療を担当すること。
- ③法第52条による診療方針により、医療を担当すること。

(2) 指導等に従う義務

- ①被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならないこと。(法第50条第2項)
- ②都道府県知事は、医療扶助に関して、指定医療機関に対し報告を求め、当該職員をして実施に検査をさせることができること。(法第54条第1項)

(3) 届出の義務

指定医療機関は、名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があった時、又は指定医療機関の事業を廃止、休止、もしくは再開するときは、所定の様式により都道府県知事に届出を行う必要があります。(法第50条の2)

〈届出が必要な例〉

- 医療機関の移転や、開設者を変更(個人⇄法人)したとき

【指定手続、廃止届】

- 医療機関の名称を変更したとき【変更届】

- 開設者・管理者の氏名や住所を変更したとき【変更届】

- 開設者の死亡や、医療機関の業務を廃止したとき【廃止届】

- 業務を休止したとき【休止届】

- 休止した業務を再開したとき【再開届】

- 指定を辞退するとき【辞退届】

2 指定医療機関に対する個別指導

生活保護受給者に対する医療が効果的に行われるよう、福祉事務所と指

定医療機関との協力体制を確保することを主眼として、診療録その他帳簿書類の閲覧や、面接懇談等の方法による個別指導を実施しています。

指導の実施に当たっては対象医療機関に事前に連絡し、実施通知を発出いたします。

第4 医療扶助の手続きの流れ

1 医療扶助の申請

医療扶助を受ける者は、福祉事務所長に対して、病状等の必要事項を記載した保護変更申請書（傷病届）を提出し、保護の申請を行います。

急迫した状況にある場合は、保護の申請がなくても福祉事務所長の職権により保護が行われます。

2 医療の要否の確認

（1）要否意見書

被保護者から医療扶助の申請があった場合、福祉事務所は、「要否意見書」を指定医療機関に送付し、指定医療機関から必要事項の記載を受け、医療扶助の必要性を判断します。

福祉事務所から、要否意見書の送付を受けた場合は、必要事項を記入の上、速やかに福祉事務所にご提出ください。

なお、要否意見書については、指定医療機関医療担当規程第7条により福祉事務所に対して無償で交付することとされています。

（2）病状調査

福祉事務所は、被保護者の稼働能力の判定や、他法活用の判断等、生活保護の決定や自立助長のために、指定医療機関を訪問し、被保護者の主治医にお話を伺う形で「病状調査」を行っております。

病状調査の範囲としては、医療扶助に関するもののほか、保護開始前の医療や他の公費負担医療制度による医療等についても、生活保護の決定・実施及び自立助長に必要なものが含まれます。

また、病状調査は個人情報保護法第23条第1項の「法令に基づく場合」に該当するため、指定医療機関は被保護者の同意がなくても、個人情報である被保護者の病状等について福祉事務所に回答することができます。

なお、指定医療機関は、福祉事務所による委託患者の病状調査に無償で協力していただく必要があります。

3 医療券の発行

福祉事務所は、提出された要否意見書を確認・検討して医療扶助の決定を行い、「生活保護法医療券・調剤券」（以下「医療券」という。）を発行します。

《医療券に関する注意事項》

○被保護者の医療（調剤）の給付に当たっては必ず医療券を確認してください。

「資格」について、生活保護法単独の場合、生活保護法と医療保険併用の場合、生活保護法と他の公費負担医療との併用の場合がございますのでご注意ください。

また、「本人支払額」欄に金額の記載がある場合、その金額を被保護者より徴収してください。

急病など緊急を要する場合等で、医療券を有しない被保護者が受診した場合は、「（生活保護）受給者証」や「生活保護決定通知書」、被保護者が持参した処方せんの公費負担者番号（調剤薬局の場合）等により生活保護者である旨を確認した上、医療（調剤）の給付を行ってください。

なお、受診後は速やかに福祉事務所までご連絡いただき、医療券を受領してください。

○社会保険診療報酬支払基金への医療費の請求の際には、医療券の記入事項を診療報酬明細書等に正確に転記してください。

4 医療の給付範囲

医療の給付の範囲は、健康保険及び国民健康保険の療養の給付と療養費の支給の範囲を併せたものとほぼ同様の範囲となります。

〈医療の給付の範囲〉

- 診察
- 薬剤又は治療材料
- 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 病院又は診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護
- 移送

5 後発医薬品の使用促進について

生活保護においては、法第 34 条第 3 項の規定に基づき、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づきを使用することができると認められたものについては、原則として後発医薬品により給付を行うものとされています。

取り扱いについてご理解いただき、後発医薬品の使用促進へのご協力をお願いします。

6 第三者行為について

被保護者が第三者行為（交通事故等）被害に遭ったことにより医療を受ける際に、地方自治体が医療扶助を給付した場合、法第 76 条の 2 の規定に基づき、その自治体は給付した限度において被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し、求償を行うことができます（第三者行為求償）。

福祉事務所で第三者行為求償の手続きを行うにあたっては、その被保護者に第三者行為の被害届を提出させた上、医療扶助を受けさせる必要があります。医療機関に置かれましては、この取り扱いを踏まえ、第三者行為を原因とする医療扶助を行う場合、当該患者が事前に福祉事務所へ第三者行為の被害届を提出しているか、ご確認くださいませようお願いします。

第 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律について

1 支援給付の概要

この制度は、先の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、平成 20 年 4 月 1 日より実施されている支援制度です。

特定中国残留邦人のうち、満額の老齢基礎年金等を受給してもなお、生活の安定が十分に図れない場合に、日常生活に係る費用や医療費等を支給するものとなっています。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以

下、「中国残留邦人等支援法」という。) 第 14 条第 4 項の規定に基づき、同法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例により実施することとされています。

2 指定医療機関

支援給付のうち、医療支援給付を行う医療機関に当たっては、生活保護法と同様に指定を受けることとされています。茨城県においては、生活保護法の指定申請書が中国残留邦人等支援法の申請書を兼ねております。

3 実施機関

都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村長が支援の実施機関となります。

【参考資料】

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）（抄）
- 指定医療機関医療担当規程（昭和 25 年 8 月 23 日厚生省告示第 222 号）
- 生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療報酬及び診療方針
（昭和 34 年 5 月 6 日 厚生省告示第 125 号）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）（抄）

第 1 章 総 則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（種類）

第 11 条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

(医療扶助)

第 15 条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(医療扶助の方法)

第 34 条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第 49 条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
- 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第 14 条の 4 第 1 項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。
- 4 第 2 項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第 55 条第 1 項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- 5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第 2 項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(医療機関の指定)

第 49 条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県

知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

第 49 条の 2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第 54 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

七 第 5 号に規定する期間内に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出があつた場

合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第 50 条第 2 項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

4 前 3 項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第 1 項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第 3 項において同じ。）」と、第 2 項第 1 号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第 49 条の 3 第 49 条の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第 68 条第 2 項の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定医療機関の義務）

第 50 条 第 49 条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第 50 条の 2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を第 49 条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第 51 条 指定医療機関は、30 日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第 52 条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第 53 条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第 1 項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第 54 条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第 55 条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

(罰則)

- 第 86 条 第 44 条第 1 項、第 54 条第 1 項（第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第 55 条の 6 若しくは第 74 条第 2 項第 1 号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第 54 条第 1 項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第 28 条第 1 項（要保護者が違反した場合を除く。）、第 44 条第 1 項若しくは第 54 条第 1 項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。

指定医療機関医療担当規程（昭和 25 年 8 月 23 日厚生省告示第 222 号）

（指定医療機関の義務）

第 1 条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規定の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第 2 条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第 3 条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第 4 条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第 5 条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ、

（後発医薬品）

第 6 条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第 34 条第 3 項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調

剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 9 条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

（証明書等の交付）

第 7 条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

- 2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

（診療録）

第 8 条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第 9 条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（通知）

第 10 条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

（指定訪問看護事業者等に関する特例）

第 11 条 指定医療機関である健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条

の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療報酬及び診療方針

(昭和 34 年 5 月 6 日 厚生省告示第 125 号)

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）第 2 条第 7 号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第 4 項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 42 条第 1 項第 1 号に掲げる場合の例による。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第 79 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。

- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第 45 条第 3 項（同法第 52 条第 6 項、第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村（特別区を含む。）の区域に居住地（生活保護法第 19 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第 3 項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。）を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定の例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 86 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め）若しくは同法第 88 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 8 第 6 項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第 6 項の規定は、これを適用しない。